

*** 低圧電気取扱特別教育 ご案内 ***

低圧電気取扱業務は労働安全衛生法第59条（労働安全衛生規則第36条）で、厚生労働省令で定める**危険有害教務**とされており、事業者は労働者の感電事故などを防ぐために、**特別教育を行うことを義務付けて**います。違反に関する罰則は、労働安全衛生法第119条に定められています。



◆受講対象者：低圧の**充電電路の敷設や修理**を行う人。**充電部分が露出している開閉器（刃型開閉器(ナイフスイッチ)等）の操作**を行う人。**感電の恐れがある業務**を担当している人。

低圧電気は工場や職場などで取り扱う機会が多く、感電災害による死亡事例が発生しています。

※充電電路とは、電圧を有する電路。裸線（露出部分等）に触れると感電する通電の状態です。この状態で、絶縁テープを巻いて修理が必要な場合やブレーカーを入切する場合は特別教育が必要です。



◆低圧電気取扱特別教育は、低圧電力（交流 600V 以下、直流 750V 以下）における安全確保・事故防止の為、電気系の資格や国家資格の取得に限らず、労働者の安全を守るために受講する必要があります。たとえ経済産業省の資格である**電気工事士を取得していても、厚生労働省が定める特別教育の修了が必要**となります。



◆講習科目 講習時間

講習科目	時間
低圧の電気に関する基礎知識 <学科>	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識 <学科>	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 <学科>	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 <学科>	2 時間
関係法令 <学科>	1 時間
「充電部が露出している開閉器の操作方法」についてのみ <実技>	1 時間

◆令和5年度開催日：5/17、8/21、11/20、**12/8**、2/26

* **12/8(金)は三豊地区で開催**します。その他は高松で開催します。

(一社)香川労働基準協会三豊支部